

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

自然と人間がともに輝く滋賀～大学と連携した持続可能な地域づくり計画～

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県

### 3. 地域再生計画の区域

滋賀県の全域

### 4. 地域再生計画の目標

#### 【背景】

滋賀県は、琵琶湖を中心にその周囲に緑豊かな田園が広がり、その周辺を美しい山々に囲まれている。面積約 4017k m<sup>2</sup>、人口 138 万人で、いずれも全国の約 1%である。

古来、主要な街道が地域を通り、琵琶湖を利用した水運とも相まって、交通の要衝として発展し、中心となった都市にはそれぞれに独自の文化がはぐくまれ、その周辺には豊かな農山村社会が形成されてきた。戦後の高度経済成長期には近畿、中京、北陸の経済圏の中間に位置するという地理的条件に恵まれ、製造業を中心に産業立地が進み、今や第二次産業の構成比は全国一となり、一人当たりの県民所得も常に上位に名を連ねる高い経済力を有するまでになった。

近年、大学の集積も進み、高等教育機関の整備率も高い水準となり、人口の増加率も高く、2030 年まで人口が増加し続ける唯一の県といわれている。

こうした発展の一方で、工業化・都市化に伴い、琵琶湖の水質や生活環境の悪化、地域コミュニティの衰退などの問題が生じ、種々の取り組みを進めてきたが、特に琵琶湖での大規模な赤潮が端緒となって、環境問題へは県民、企業、行政が一体となって早くから取り組んできた。

#### 【県政運営の基本方針】

本県は、日常生活や産業活動に利用された水のほとんどが、琵琶湖に注ぎ込むことから、私たち人間の暮らしぶりや産業活動の有り様が、琵琶湖を中心とした自然環境にそのまま投影されるという宿命を帯びている。このため、「自然と人間がともに輝くモデル創造立県・滋賀」を県政運営の基本目標に据え、「滋賀県中期計画」を策定し、その実現を目指して取り組んでいるところである。その目標を、この滋賀の地に暮らす者すべての志として掲げ、日々の生活や産業活動のなかで、知恵を出し合いながら、地道な取り組みを重ねていくことによって、自然と人間がともに輝くライフスタイルや、産業、社会のルールを見出し、21世紀にふさわしい地域社会のモデルを創造し、発信していきたいと考えている。

「滋賀県中期計画」の基本目標を実現するため、滋賀の地域経営に直接関わる立場から、また、県民、NPO 団体、地元企業など多様な地域づくりの主体をコーディネートする立場から、重点的、戦略的な取り組みを進めている。具体的な地域づくりのイメージとしては、各地域で滋賀の持つ豊かな素材を生かしたさまざまな取り組みがなされ、自然と人間がともに輝く生き方を考える博物館のような空間、いわば「湖国まるごとエコ・ミュージアム」と呼ぶことができるような空間の創造を思い浮かべて

いる。

こうしたことを進めていくために、地域の特性や地域からの発想を大切にしながら、地域が主体となって物事を実行していくこと、つまり「地域主義」ともいうべき考え方を中心に据えている。この「地域主義」は、県という単位だけでなく、身近な地域社会や広がりのある生活圏域など、県民一人ひとりが関わる幾通りもの地域のどれをもそれぞれ大事にするという考え方でもある。

また、地域の人々、NPO団体、地元企業、自治体などの多様な主体が、主体的に参画し、共に手を携えて取り組む「協働」の姿勢に徹するものである。

滋賀は、「地域主義」と「協働」によるモデルの構築に向けて、失敗を恐れずに、さらなる向上を求めていきたい。この滋賀の「挑戦」が21世紀の新たな地域づくりの地平を開くことにつながる。

このような考えに立ち、基本目標の実現に向け、重点的戦略的に進める取組みを「10の戦略」として掲げ、その推進に努めている。その中で特に自然との共生の視点からの戦略は次の6項目である。

- (1) 流域全体で取り組む琵琶湖とその生態系の保全・回復
- (2) ゼロエミッション型地域モデルの構築
- (3) 環境こだわり農業への転換と農山村風景の保全
- (4) 大学の集積を生かした滋賀3K(環境、健康福祉、観光)・BI(バイオ、IT)産業の創出
- (5) 自然と人にマッチした交通・情報基盤の整備
- (6) 自然の力を生かした新エネルギーの開発・導入

そして、これらの取組を進めるには、人材の養成が不可欠であり、そのための戦略的取組として

- (7) 自然と地域に学び世界にはばたく人材の養成を掲げているところである。

#### 【地域再生計画がめざす目標】

滋賀県は、琵琶湖やその周辺の問題とは切り離せない関係にあり、今を生きる我々は良好な環境を次世代に引き継いでいく責務がある。

それは行政だけの取組みで実現できるものでなく、住民や地元企業をはじめ、様々な主体が自分たちの出来ることを積極的に果たすことで、重層的な取組みが可能となるものである。そして、そうした地域に密着した取組みが県内のあちこちで進められることにより、それぞれの取組みが影響しあい、より高め合うことができ、全体として滋賀の発展につながるものと考えている。

こうした「地域の自立と協働の自治」の構築を進める中から、日々の生活や社会経済のルールを琵琶湖を取り巻く環境の保全や回復に配慮したものに沿わせていくことによって、持続的発展が可能な地域づくりが県下各地で進められることを目指すものである。

その際、地域の知恵と工夫により、各地域がそれぞれの特性を活かして独自の地域づくりを進めるにあたっては、住民や自治会、NPO団体、地元企業などと共に、大学などの教育機関との協働が不可欠であり、特に、地域の大学として滋賀県が設立した公立学校法人滋賀県立大学(以下「滋賀県立大学」という。)と連携し、地域づくりに取り組む人材を育成し、活用することは、持続的な地域経営に欠かせない。また、大学自らが地域の課題を認識し、その解決に役割を果たすことは、大学がめざす地域貢献であり、自治体にとって多様なアイデアを活用する機会を得ることとなる。さ

らに、大学が養成した人材を、自治体や地元企業、NPO団体を含めて地域社会で広く活用することで、人材が地域の社会的資源として流通することにもつながる。

このような取り組みを重ねることによって、自然が輝きを取り戻し、その中で人々がいきいきと暮らす、そしてそのような関係が子々孫々と受け継がれていく持続可能な社会を築くことにつながると考えるものである。そこで、本地域再生計画の目指す目標は「大学と連携した持続可能な地域づくり」とする。

(目標1) 滋賀県立大学が養成するコミュニティアーキテクトの数

平成17年度 0人 平成22年度 30人

(目標2) 滋賀県立大学の卒業生、修了生の滋賀県内への就職率

平成17年度 17.6% 平成22年度 25%

(目標3) 滋賀県立大学が地域と協働した研究開発や実践活動の数

平成17年度 58件 平成22年度 70件

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

大学の知的ポテンシャルを生かした持続可能な地域づくりを進めるとともに、特に滋賀県立大学に対しては「地域の知の拠点」として人材育成や地域貢献を果たすことができるよう支援する。また、県内大学間や大学と地域との連携事業を支援する。

#### 【県内の各大学と連携した施策および事業】

大学の知的資源の結集を基礎とした産業クラスターの形成や、県版経済振興特区づくりに取り組むなど、大学の集積を生かした滋賀3K産業（環境・健康福祉・観光）とBI産業（バイオ・IT）の5分野を中心に新規成長産業の育成を図る。

(1) 琵琶湖南部エリア大学発新産業創出推進事業

大学、経済団体、自治体等からなる協議会による新産業を創出する。

(2) 地域結集型共同研究事業

資源循環型システムの実現に向けた産学官共同研究事業に対し支援する。

(3) 産学官交流サロンの設置

企業と県内大学の「パイプ役」または、「交流の場」として、財団法人滋賀県産業支援プラザが設置する産学官交流サロンの運営を支援する。

(4) 滋賀のバイオ産業推進機構の運営

バイオ産業人材の育成や起業のための支援等、産業化に向けた事業実施や運営に対し支援する。

(5) 湖北3大学連携によるMOTプログラム

滋賀県立大学(理工学系)、滋賀大学(社会科学系)、長浜バイオ大学(バイオサイエンス系)の湖北三大学がそれぞれの得意分野を連携し、「湖北『学・学』連携協議会」を立ち上げた。

また、大学の知的ポテンシャルを生かした人材育成のため大学間や大学と地域との連携事業を支援する。

(6) 環びわ湖大学連携推進事業の促進

県民向け公開講座、単位互換制度、学生交流大会などの各大学の持つ特色を生かした大学連携事業を推進する。

- (7) 大学と滋賀県教育委員会の高大連携  
県教育委員会では、高校生の学習の機会や大学と高校の教職員の交流・研修の機会の拡大を図れるよう、県内9大学と協定を締結している。
- (8) びわ湖学生 Festival2006 開催事業  
県内の大学生実行委員会が開催する学生交流大会に対して支援する。

#### 【滋賀県立大学との連携】

地域の特性や地域の発想に基づいた「地域主義」を基本とし、地域に開かれ、地域との「協働」を理念の一つに掲げる滋賀県立大学との連携は、県政の基本戦略を推進するうえで不可欠である。そこで、滋賀県立大学と連携し、地域づくりに取り組む人材の育成を支援し、育成された人材を活用することにより、持続的な地域経営をすすめる。そのため、大学が実施する、以下に挙げる具体的な取り組みについて、そのフィールドとなる地元自治体として、県政の基本戦略に取り組む多様な分野で、大学と連携した取り組みを推進し、大学の人材や知恵を活用する。これにより、地域の大学を核とした、地域活力の好循環を形成する。

- (1) 「交流センター」の活用  
学内に県民を対象とした公開講座や公開講義、公開講演などを開催する「交流センター」を活用する。
- (2) 「地域産学連携センター」の活用  
大学と産業界の交流を図る産官学の拠点としての「地域産学連携センター」を活用する。
- (3) 「地域づくり調査研究センター」の活用  
地域づくりの調査・研究などを行う「地域づくり調査研究センター」を活用し、県政運営の基本目標の構築を主体的に担う人材を育成する「琵琶湖塾」の運営を支援する。
- (4) 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の実施支援  
「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」ことを目的として、文部科学省が創設した「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」いわゆる「現代GP」の採択を受け、地域を対象とする演習、フィールドワーク等カリキュラムの課題および教員、学生による自主研究活動のうち、地域活性化に寄与する効果が期待できるプロジェクトの実施を支援する。
- (5) 「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」の実施支援  
「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」の採択を受け、湖国滋賀の風土、歴史、文化を継承し、自然と共生した美しい居住環境の創出および循環型地域社会の形成をめざして、地域診断からまちづくりへの展開をオーガナイズできる人材（近江環人：コミュニティアーキテクト）を育て、県内各地で展開する環境調和型地域再生プロジェクトのリーダーを養成するため、大学と地元自治体である滋賀県が連携し、支援する。

#### 【様々な主体との協働の構築】

大学が養成した人材を、自治体や地元企業、NPO団体を含めて地域社会で広く活用することは、人材が地域の社会的資源として流通することにつながる。県政の基本戦略の実現に向けて、滋賀県自らが、平成19年度より新たに「環境行政」の職員採用枠を設け、養成された人材を職員として受け入れることができるようにするとともに、県施策の中で積極的に活用することにより、この社会的資源としての人材が、様々な

立場で活躍できるような環境整備を進める。そのために、県として、市町やNPO団体、地元企業など多様な地域づくりの主体との協働をコーディネートする。

(1) 市町との協働

市町が実施する環境に配慮した地域振興事業や産業振興策を支援する。

(2) NPO団体等との協働

NPO団体等が行う環境に配慮した取り組みに対して活動支援すると共に、県自らがNPO団体等と協働することで養成された人材が活躍する場を確保する。

(3) 地元企業との協働

地域の環境関連企業が実施するビジネス交流を支援すると共に、環境共生型まちづくりなどのプロジェクトについて、制度的、財政的な支援を実施する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生計画と連携した施策

【B0801】科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

湖国滋賀の風土、歴史、文化を継承し、自然と共生した美しい居住環境の創出および循環型地域社会の形成をめざして、地域診断（環境、防災、土地利用、景観、資源、エネルギー等）からまちづくり（コミュニティ活性化、市街地再生、地域文化育成等）への展開をオーガナイズできる人材（コミュニティアーキテクト）を育て、県内各地で展開する環境調和型地域再生プロジェクトのリーダーとして養成していく。そのために、滋賀県立大学に、大学院一般選抜および社会人特別選抜枠を活用し、大学院各研究科の大学院博士前期課程レベルの教育を行う「Aコース」。および、リカレント教育の一環として、行政や企業の長期研修制度の活用や、NPO団体等の要請を受けて、地域再生に資する人材を募集し、育成する「Bコース」の地域再生人材養成ユニットを設ける。

5 - 3 - 2 関連事業

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」

文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された"スチューデントファーム「近江楽座」/まち・むら・くらしふれあい工舎"は、大学の総合力、教員の専門性、学生の行動力を源に、地域活性化への貢献をとおして、地域社会へ根付いていくプロジェクトを募集し、所定の審査を経て採択されたプロジェクトに対して、調査、研究、活動等経費を助成するもの。

本プログラムによる1年間の活動成果を地域に還元するために、研究発表会を開催し、地域との連携を深めるとともに、継続的な地域活動として定着させるために必要な情報発信の場として活用する。

6 . 計画期間

認定の日から平成22年3月まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

滋賀県立大学の卒業生、修了生の滋賀県内への就職率については、毎年、大学から公表される指数により把握する。

また、滋賀県立大学が地域と協働した研究開発や実践活動の数については、「交流センター」、「地域産学連携センター」、「地域づくり調査研究センター」がそれぞれ取り組む、地域と連携した活動について把握すると共に、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」および「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムにより実施され、地域と連携して継続的に取り組まれている実践活動について評価する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

## 添付資料の一覧（目次）

- （ 1 ） 地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
- （ 2 ） 地域再生計画の工程表及び説明文書
- （ 3 ） 地域再生計画の全体像を示すイメージ図
- （ 4 ） 科学技術振興調整費の提案書（写）の抜粋